

公的個人認証サービス利活用の際の具体的な業務フロー

公的個人認証サービスの利活用にあたっては、様々なユースケースによらない共通的な処理として、電子署名または電子利用者証明が確かにその利用者によって行われたものかどうかの確認を行う必要がある。

その具体的な業務フローについて、下表の例を用いて説明する。

ユースケース	概要	利活用の例
本人確認	各種サービス契約・提供時において、利用者が本人であることを確認する業務	オンラインバンキング利用申込の例 (現状では運転免許証のコピー等の本人確認書類により確認) →別紙1参照
資格確認	下記の資格確認業務を可能とするための事前手続として、利用者情報と利用者の利用者証明用シリアル番号との紐付を行う業務 各種サービス提供時において、利用者にサービスを受ける資格があることを確認する業務	オンラインバンキング送金手続の例 (現状ではユーザID及びパスワード並びにマトリクスコード又はワンタイムパスワード等により確認) →別紙2参照

～各種サービス契約・提供時において、利用者が本人であることを、本人確認書類を用いて確認～

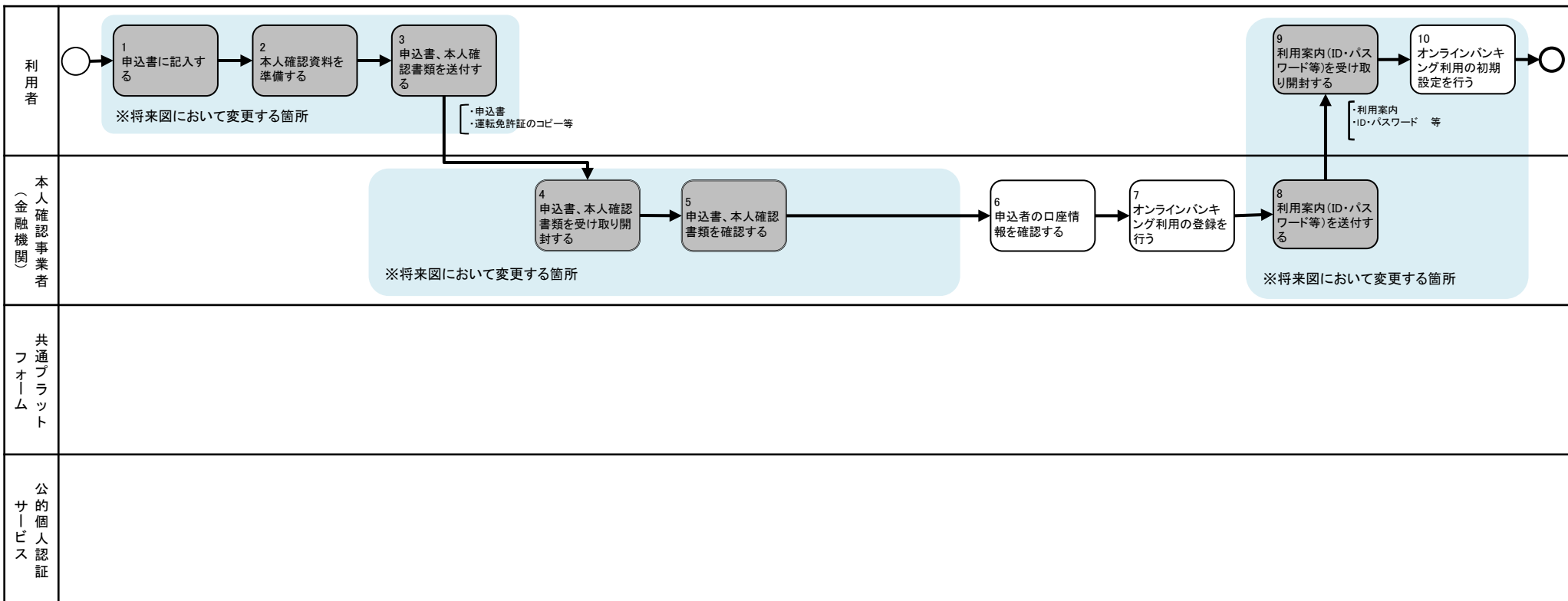
<オンラインバンキング利用申込の例>

○概要

利用者からのオンラインバンキング利用開始の申込を郵送で受け付け、同封されてきた運転免許証のコピー等で本人確認を行い、利用案内(ID・パスワード等)を発行する。

○前提

利用者本人の口座を当該金融機関に持っていること。



凡例 ○ :業務の開始 ○ :業務の終了 → :作業の流れ ◇ :判断分岐の内容 [:注記

~を~する :作業の内容(手作業) [:注記

~を~する :作業の内容(システムを利用した処理)

備考

～各種サービス契約・提供時において、利用者が本人であることを、公的個人認証サービス(電子署名)を用いて確認～

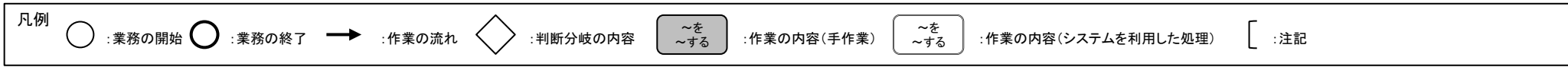
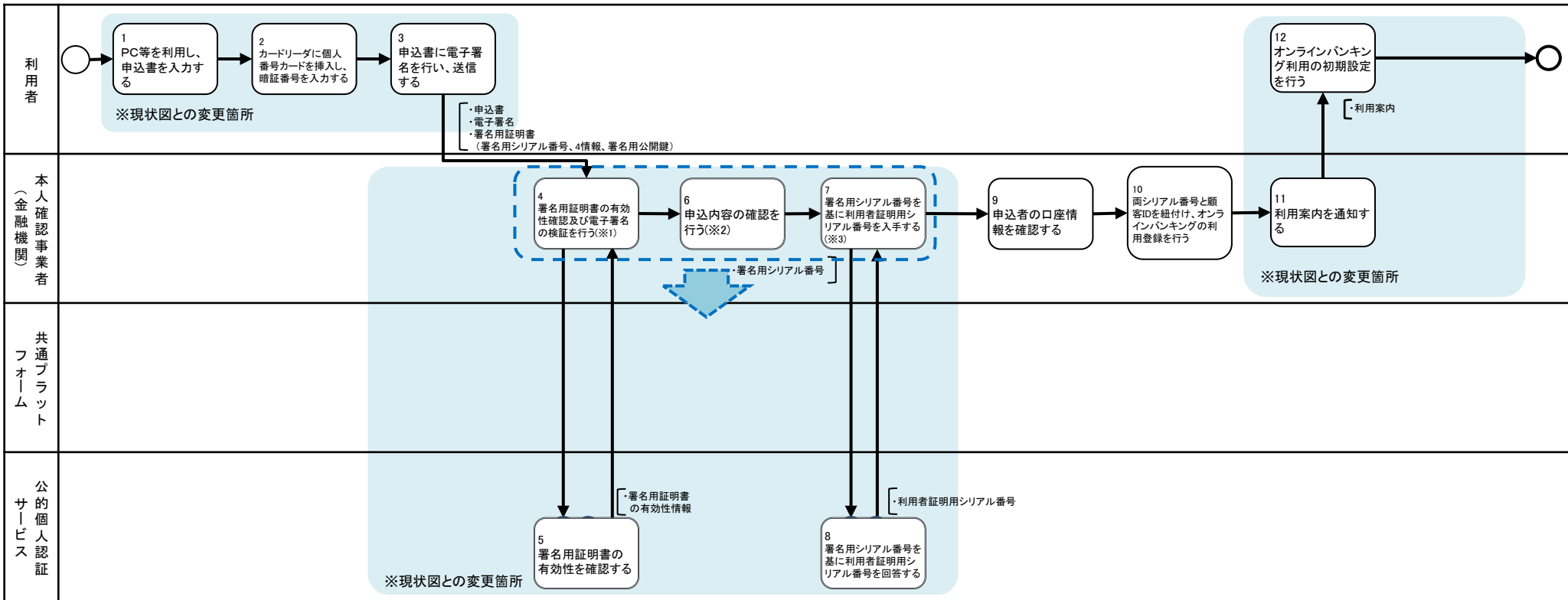
<オンラインバンキング利用申込の例>

○概要

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子署名の機能を活用して、オンラインバンキング利用の申込を行うことにより、本人確認処理を即時かつ確実に実施できる。また、利用者にとっては、本人確認書類の準備・送付の手間が省ける。

○前提

利用者本人の口座を当該金融機関に持っており、所有する個人番号カードを用いてインターネット経由で申込できる環境があること。



備考

(※1) 署名用証明書が正当な機関から発行されたこと・有効期間内であること・失効されていないこと、及び送付された申込書がその作成名義人により作成されたこと・改ざんされていないことを確認する。
 (※2) 申込書に記載の申込者情報(氏名、生年月日、住所等)と、署名用証明書に含まれる4情報(氏名、生年月日、住所、性別)の内容が一致していることを確認する。
 (※3) 利用者が、ID・パスワードではなく、個人番号カード(公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能)でサービス利用できるようにするための処理。

～各種サービス契約・提供時において、利用者が本人であることを、公的個人認証サービス(電子署名)を用いて確認(共通プラットフォーム利用)～

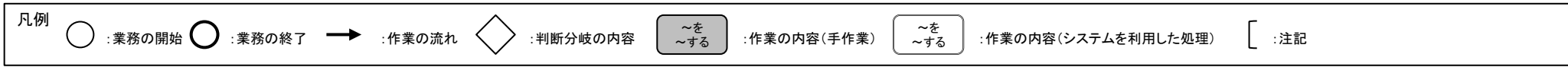
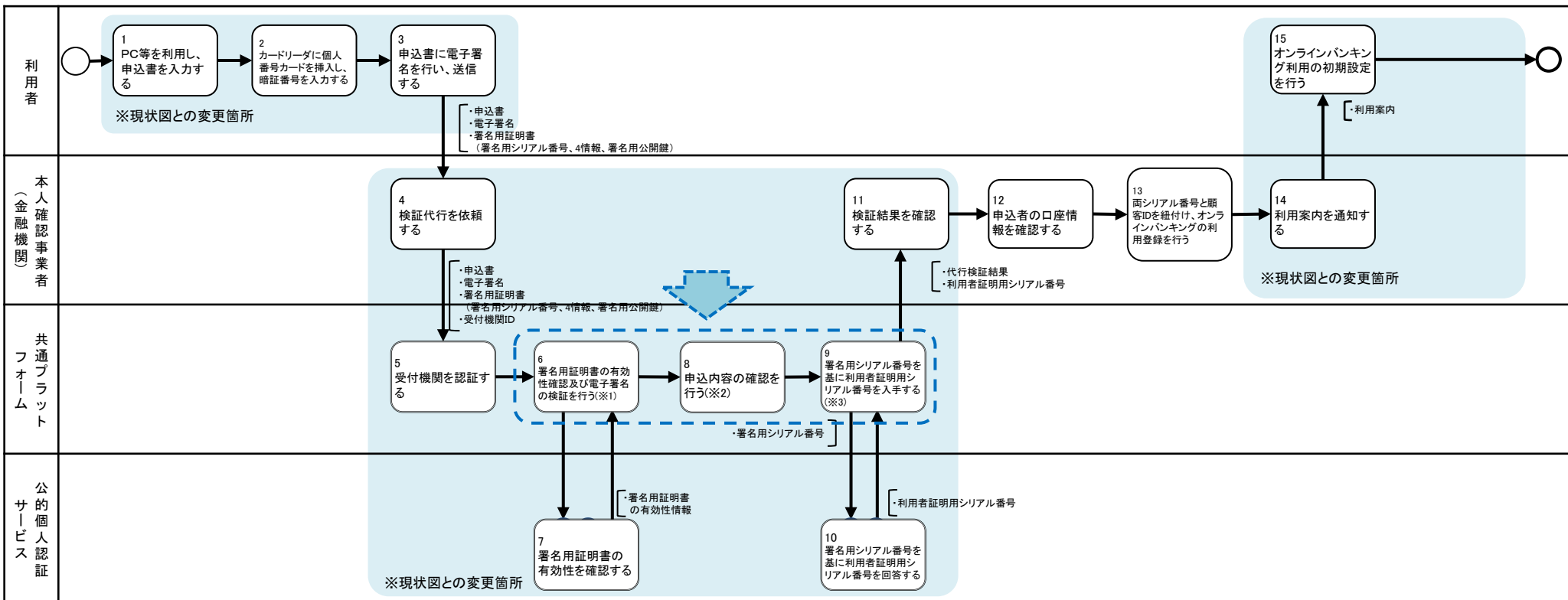
<オンラインバンキング利用申込の例>

○概要

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子署名の機能を活用して、オンラインバンキング利用の申込を行うことにより、本人確認処理を即時かつ確実に実施できる。また、利用者にとっては、本人確認書類の準備・送付の手間が省ける。

○前提

利用者本人の口座を当該金融機関に持っており、所有する個人番号カードを用いてインターネット経由で申込できる環境があること。



備考

(※1) 署名用証明書が正当な機関から発行されたこと・有効期間内であること・失効されていないこと、及び送付された申込書がその作成名義人により作成されたこと・改ざんされていないことを確認する。
 (※2) 申込書に記載の申込者情報(氏名、生年月日、住所等)と、署名用証明書に含まれる4情報(氏名、生年月日、住所、性別)の内容が一致していることを確認する。
 (※3) 利用者が、ID・パスワードではなく、個人番号カード(公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能)でサービス利用できるようにするための処理。

～各種サービス提供時において、利用者にサービスを受ける資格があることを、ID・パスワード等を用いて確認～

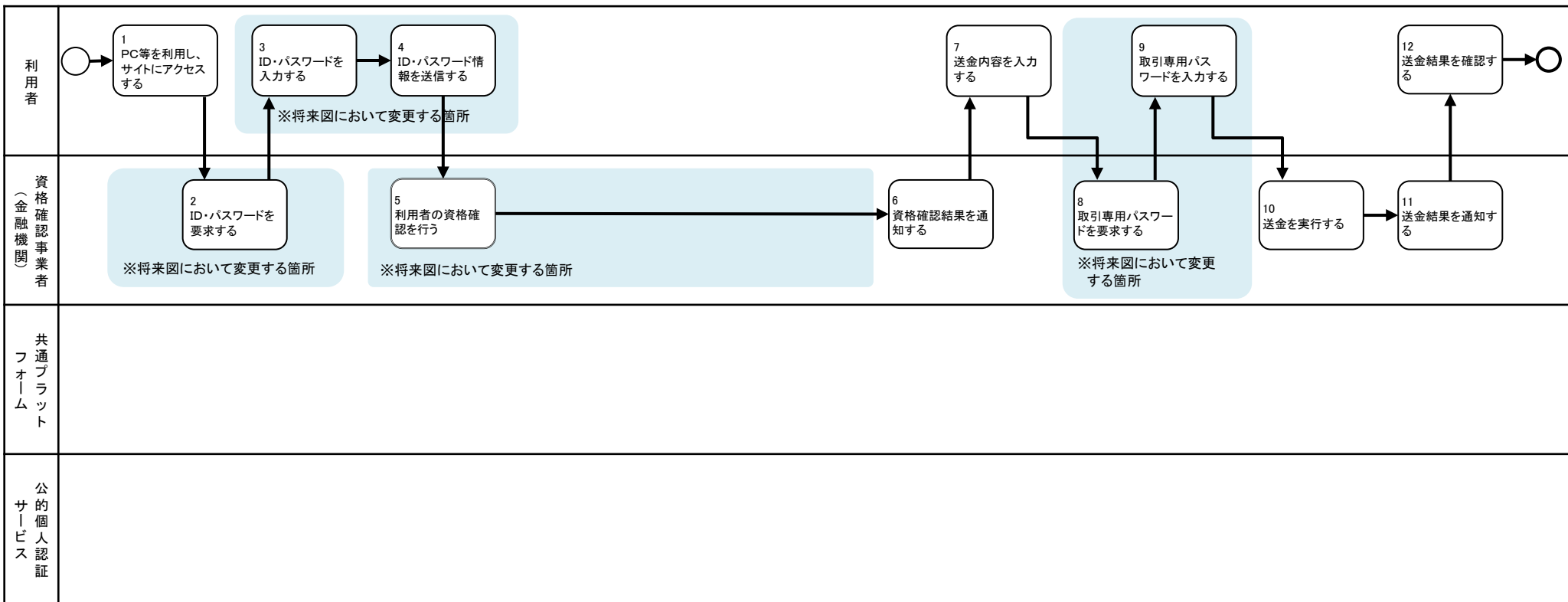
<オンラインバンキング送金手続の例>

○概要

利用者からのオンラインバンキングによる送金依頼をインターネット経由で受け付け、ID・パスワードに加え、取引専用パスワード(マトリクスコード、ワンタイムパスワード等)を確認の上、実行する。

○前提

利用者がオンラインバンキングを利用できる環境があること。



凡例 ○ :業務の開始 ○ :業務の終了 → :作業の流れ ◇ :判断分岐の内容 [:注記
 ~を~する :作業の内容(手作業) ~を~する :作業の内容(システムを利用した処理)

備考

～各種サービス提供時において、利用者にサービスを受ける資格があることを、公的個人認証サービス(電子利用者証明)を用いて確認～

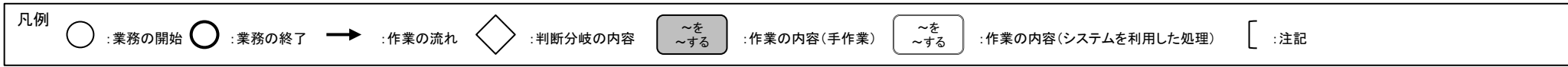
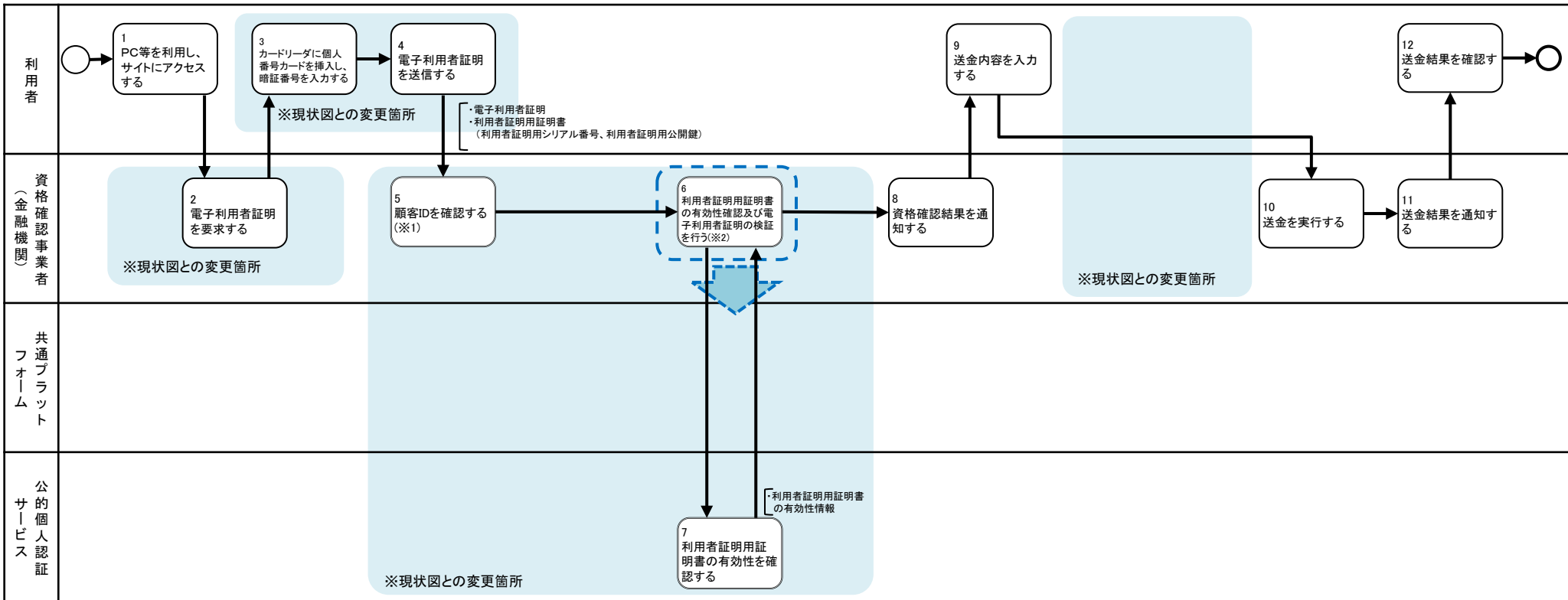
<オンラインバンキング送金手続の例>

○概要

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能を活用して、オンラインバンキングによる送金依頼を行うことにより、マトリクスコードやワンタイムパスワード発行、入力等の手間が省ける。

○前提

利用者が個人番号カードを所有しており、当該カードを用いてオンラインバンキングを利用できる環境があること。



備考

(※1) 利用者証明用シリアル番号と紐付けられた顧客IDを基に、利用者がログインを認めて良い相手かどうかを判断する。
 (※2) 利用者証明用証明書が正当な機関から発行されたこと・有効期限内であること・失効されていないこと、及び電子利用者証明が利用者により送信されたこと・改ざんされていないことを確認する。

～各種サービス提供時において、利用者にサービスを受ける資格があることを、公的個人認証サービス(電子利用者証明)を用いて確認(共通プラットフォーム利用)～

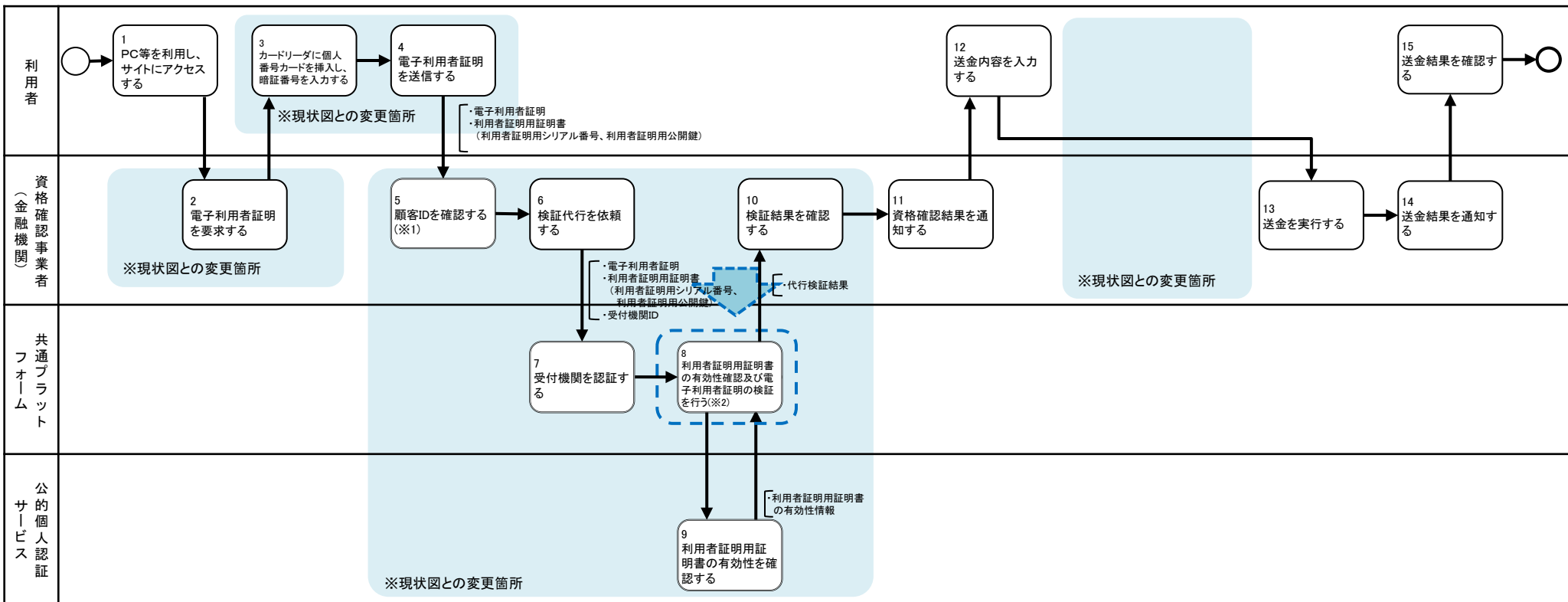
<オンラインバンキング送金手続の例>

○概要

個人番号カードに搭載される公的個人認証サービスの電子利用者証明の機能を活用して、オンラインバンキングによる送金依頼を行うことにより、マトリクスコードやワンタイムパスワード発行、入力等の手間が省ける。

○前提

利用者が個人番号カードを所有しており、当該カードを用いてオンラインバンキングを利用できる環境があること。



凡例 ○ :業務の開始 ○ :業務の終了 → :作業の流れ ◇ :判断分岐の内容 [~を ~する] :作業の内容(システムを利用した処理) [] :注記

備考 (※1) 利用者証明用シリアル番号と紐付けられた顧客IDを基に、利用者がログインを認めて良い相手かどうかを判断する。
 (※2) 利用者証明用証明書が正当な機関から発行されたこと・有効期間内であること・失効されていないこと、及び電子利用者証明が利用者により送信されたこと・改ざんされていないことを確認する。